

# 三種町水道事業経営戦略

都道府県市町村名	:	秋田県	三種町
事業名	:	三種町水道事業	
会計名	:	三種町水道事業会計	
計画策定年月	:	平成29年	3月
計画改定年月	:	平成30年	3月

## 第1 経営の基本方針

本経営戦略で今後推進していく経営方針は、次のとおりとします。

- (1) 安全・安心・安定した水道水の供給  
安全で安心な水道水を安定して供給するために、良好な水源の確保・保全を行い、水源に応じた水道施設の整備と浄水処理における水質管理を図ります。
- (2) 強靱な水道の確保  
大規模地震やその他自然災害があつた場合でも、必要最低限の水の供給が可能となるよう、水供給のバックアップ体制の構築を図ります。
- (3) 水道サービスの持続  
人口及び有収水量の減少、老朽化施設の更新需要への対応等、将来的な課題に備え、必要に応じて財政基盤の強化を目指した料金体系の見直しも検討します。

## 第2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。ただし、本事業は平成28年4月1日に三種町水道事業と三種町簡易水道事業が経営統合しており、これまでと収支の規模が大きく変わることから、経営状況等の変化に対応するため随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第3 三種町水道事業の沿革

- ・平成元年5月12日、山本地域の簡易水道13箇所を統合・創設の認可。
- ・平成6年4月、給水開始。
- ・平成8年3月、泉八日簡易水道の統合と水道未普及地域の槻田・昼寝地区を拡張する変更認可。
- ・平成20年4月、水源の水質悪化により代替水源を整備する変更認可。
- ・平成22年5月、琴丘地域の上岩川簡易水道、山本地域の羽立小規模水道の統合と水道未普及地域の金岡・和田地区を拡張する変更認可。
- ・平成28年3月、簡易水道をすべて廃止して上水道に事業統合（事業の全部譲り受け）する変更認可。
- ・平成28年4月1日、山本地域の三種町水道事業と琴丘・八竜地域の三種町簡易水道事業が経営統合して事業を開始。

第4 事業の現況

(1) 給水

供用開始年月日	平成 6年 4月 1日	年間総配水量	1,520,814 m <sup>3</sup>
法適・非適区分	法適用(全部)	年間総有収水量	1,266,006 m <sup>3</sup>
計画給水人口	12,630人	給水区域面積	1,756 ha
現在給水人口	13,361人	有収水量密度	720.96 m <sup>3</sup> /ha

※現在給水人口、年間有収水量、年間総配水量は、平成27年度の三種町水道事業と三種町簡易水道事業の決算数値を合わせた数値です。

(2) 施設

水源	地下水 24箇所、その他 1箇所(予備水源)	
	浄水場設置数	6箇所(急速ろ過方式 1箇所、塩素消毒のみ 5箇所)
施設数	配水池設置数	8箇所(山本、上岩川、鹿渡北部、鵜川、浜口、釜谷、鹿渡本町、鯉川天瀬川)
施設能力	6,360 m <sup>3</sup> /日	
管路延長	189.44 km	
	(導水管 15.169km、送水管 17.206km、配水管 157.065km)	
施設利用率	65.33%	

(3) 現行料金体系の概要・考え方

本町の水道料金体系は、市町村合併前から旧町ごとに異なっていたものを、平成19年度に策定した水道事業基本計画に基づき、平成21年1月から平成23年3月までの経過措置を経て、平成23年4月から改定したものです。

これにより、全国と同規模上水道の平均と比べて高い設定となっていた山本地域の水道料金を下げ、全国同規模水道の平均と比べて低い設定となっていた琴丘・八竜地域の水道料金を上げることとしました。

料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない。)	平成23年 4月 1日
-----------------------------	-------------

(4) 料金体系の推移

山本地域(平成21年12月分まで)

	口径	基本使用料	基本料金	超過料金
基本料金	13mm	10 m <sup>2</sup>	1,890 円	1m <sup>2</sup> 増すごと 199円 50銭
	20mm	30 m <sup>2</sup>	5,670 円	
	30mm	90 m <sup>2</sup>	17,010 円	
	40mm	200 m <sup>2</sup>	37,800 円	
	50mm	350 m <sup>2</sup>	66,150 円	
メーター使用料	口径	基本料金		
	13mm	63 円		
	20mm	136 円	50 銭	
	30mm	210 円		
	40mm	262 円	50 銭	
	50mm	1,050 円		

山本地域・琴丘地域(平成22年1月分～平成26年3月分)  
八竜地域(平成23年4月分～平成26年3月分)

	口径	基本使用料	基本料金	超過料金
基本料金	13mm	8 m <sup>2</sup>	1,200 円	1m <sup>2</sup> 増すごと 160円
	20mm	20 m <sup>2</sup>	3,120 円	
	30mm	30 m <sup>2</sup>	4,720 円	
	40mm	50 m <sup>2</sup>	7,920 円	
	以上			
メーター使用料	口径	基本料金		
	13mm	90 円		
	20mm	150 円		
	25mm	200 円		
	30mm	250 円		
	40mm	400 円		
50mm以上	1,000 円			

(平成26年4月分～)

	口径	基本使用料	基本料金	超過料金
基本料金	13mm	8 m <sup>2</sup>	1,234 円	1m <sup>2</sup> 増すごと 165円
	20mm	20 m <sup>2</sup>	3,209 円	
	25mm	25 m <sup>2</sup>	4,032 円	
	30mm	30 m <sup>2</sup>	4,855 円	
	40mm	50 m <sup>2</sup>	8,146 円	
メーター使用料	口径	基本料金		
	13mm	92 円		
	20mm	154 円		
	25mm	206 円		
	30mm	258 円		
	40mm	411 円		
50mm以上	1,029 円			

※消費税及び地方消費税の増税に伴う改定

琴丘地域(平成21年12月分まで)

	口径	基本使用料	基本料金	超過料金
基本料金	13mm	10 m <sup>2</sup>	1,470 円	1m <sup>2</sup> 増すごと 157円 50銭
	20~30mm	20 m <sup>2</sup>	3,045 円	
	40mm	50 m <sup>2</sup>	7,770 円	
	以上			
メーター使用料	口径	基本料金		
	13mm	126 円		
	20mm	157 円	50 銭	
	25mm	210 円		
	30mm	262 円	50 銭	
	40mm	420 円		
50mm	1,050 円			

八竜地域(平成22年12月分まで)

	口径	基本使用料	基本料金	超過料金
基本料金	全て	8 m <sup>2</sup>	840 円	1m <sup>2</sup> 増すごと 122円 85銭
メーター使用料	口径	基本料金		
	13mm	84 円		
	20mm	157 円	50 銭	
	30mm	252 円		
	40mm	304 円	50 銭	
	50mm	1,323 円		
70mm	1,837 円	50 銭		

八竜地域(平成22年1月分～平成23年3月分)

	口径	基本使用料	基本料金	超過料金
基本料金	13mm	8 m <sup>2</sup>	1,000 円	1m <sup>2</sup> 増すごと 140円
	20mm	20 m <sup>2</sup>	2,680 円	
	30mm	30 m <sup>2</sup>	4,080 円	
	40mm	50 m <sup>2</sup>	6,880 円	
	以上			
メーター使用料	口径	基本料金		
	13mm	90 円		
	20mm	150 円	50 銭	
	25mm	200 円		
	30mm	150 円	50 銭	
	40mm	400 円		
50mm	1,000 円	50 銭		

第5 効率化・経営健全化の取組

(1) 給与、人員に関する事項

職員給与費、職員数（兼務職員を除く）は、下表のように推移しています。今後も安定的・効率的に事業を継続していく為に、効率的な組織の整備や人材の確保等を行っていくものとします。

【職員給与費・職員数の推移】

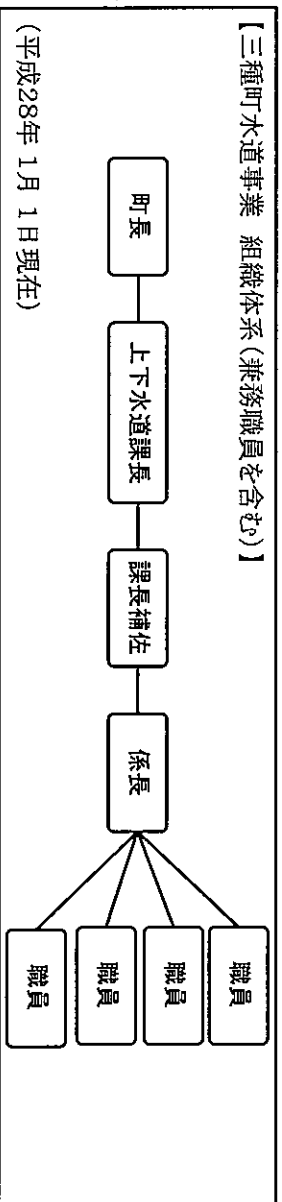
(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
水道事業会計	職員給与費 12,556	14,286	11,074	9,478	5,548	5,507	5,552	5,092
	職員数 3	3	2	2	1	1	1	1
簡易水道事業 特別会計	職員給与費 13,963	12,864	13,308	11,245	11,261	9,310	9,443	10,040
	職員数 2	2	2	2	2	2	2	2
計	職員給与費(A) 26,519	27,150	24,382	20,723	16,809	14,817	14,995	15,132
	職員数(B) 5	5	4	4	3	3	3	3
1人当たり平均給与費(A)÷(B)	5,304	5,430	6,096	5,181	5,603	4,939	4,998	5,044

(2) 組織に関する事項

本町の水道事業は、地方公営企業法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、管理者を置かないこととし、法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務を処理させるために上下水道課を置いています。

組織体系は、下図のとおりです。



(3) 広域化に関する事項

広域化に関しては、災害時等において他市町村と連携し、必要最低限の水の供給が可能となる体制を整えておく必要があります。

しかし、通常時における事業経営について、自治体（三種町）の枠を超えた近隣市町村と広域化をする事に関しては、水源をすべて地下水としている当町と表流水を水源としている他市町村が広域化した場合、料金が引き上げられる可能性が高いこと、施設整備等においては人口が多い地域が優先される可能性が高く、山間地域の整備が遅れる可能性があること、料金徴収事務や漏水修理、閉栓・開栓等を含む施設・設備管理業務において担当地域が広くなることにより技術の継承が確保しづらくなる他、経費の増加が見込まれること等から、当面の必要性は低いと考えられます。

(4) 民間資金・ノウハウの活用に関する事項

民間資金・ノウハウの活用については、類似団体における実施事例を把握しておらず、効果が不明であること、水道事業者及び需要者以外の第三者で業務を受託できる業者が見込めないこと、第三者委託をした場合のメリットが不明であること等から、当面の必要性は低いと考えられます。

しかし、社会情勢の変化等により必要が生じた場合、業務の履行を確保するためのモニタリング体制を構築すること、事故が発生した場合などのリスク分担を明確化すること、水道事業者としての職員技術の維持・継承が見込める事等を考慮して検討することとします。

(5) 情報公開に関する事項

これまでも広報やホームページ等を活用して、水道使用者への情報提供を行ってきましたが、今後も、提供する情報とその内容を充実させるよう取り組んでいきます。

(6) その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化について、町の消防防災係や水道業務に関わる民間企業、近隣市町村等とも連携して取り組んでいくこととします。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水道事業は、日常生活に欠くことのないサービスであり、安定的かつ継続的に供給する必要があります。

(2) 公営企業として実施する必要性

水道事業は住民の生活に密接に関わることから、営利主義ではなく公益優先主義によるべきものであり、今後も、町の公営企業として実施することが適当と考えられます。

## 第6 将来予測、投資・財政計画（収支計画）について

### (1) 給水人口・給水戸数・水需要の予測 別紙のとおり

(2) 給水人口・給水戸数・水需要の予測の説明  
給水人口・給水戸数・水需要については、人口減少等の影響で、継続して減少していくと見込まれています。

### (3) 投資・財政計画（収支計画） 別紙のとおり

#### (4) 投資・財政計画（収支計画）の説明

##### ① 収益的収支についての説明

料金収入については、給水人口の減少に伴い継続して減少していくと見込まれています。また、他会計補助金については、企業債利子償還額の2分の1の額を見込んでいますが、企業債の償還終了に伴う支払利息の減少により減少していく見込みです。収益的支出については、ほとんどが経常経費を見込んでおり、大幅な削減は難しいものの、その総体、構成及び対収益の状況並びにそう勢等を検討し、効率的使用を考慮することとします。

##### ② 財源（資本的収入）についての説明

資本的収入については、他会計出資金（企業債元金償還に係る繰入金）のみの収入となる見込みであり、例年の繰出基準では償還金の2分の1の額とされているため、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が発生します。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、消費税等資本的収支調整額及び損益勘定留保資金によって補填します。

今後、計画の範囲を超える大規模な建設改良事業を行う際は、企業債の借入等により対応することとなる見込みですが、平成32年度までは、資金が減少していく見通しであり、企業債の償還に必要となる資金が不足する恐れがあるため、財源不足が見込まれる場合には、料金体系の見直しが必要と考えられます。

##### ③ 投資（資本的支出）についての説明

資本的支出については、企業債償還金の比重が大きいですが、平成31年度をピークに、償還額は減少していきます。

建設改良事業については、計画的な老朽設備の更新が望ましいですが、平成32年度までは、資金が減少していく見通しであることから、資金不足にならない範囲内で、優先度の高い施設について更新を行っていくこととします。

④ 計画に含まれていない事業について

当経営戦略に含まれていない事業を新たにする必要が生じた場合、資金不足が生じる恐れがあることから、料金改定の検討を行い、アセットマネジメント等により適正料金を積算し、当経営戦略の見直しを行うこととします。

(5) 資金不足比率の見直しとその評価

投資・財政計画によると、収益的収支の当年度純損益については、当面黒字になることが予想されます。しかし、収益的収支には、長期前受金戻入益や減価償却費等の非現金取引があり、また、資本的収支では、平成28年度の簡易水道事業との統合後、企業債元金償還金の額は増えるものの、収入については、一般会計からの基準内繰入金のみとなる見通しのため、資金不足にならないような計画が必要です。

特に、平成32年度までは企業債の償還等により資金が減少傾向になる見通しなので、大規模な建設改良事業は控えることが望ましいと考えられます。

また、建設改良事業の規模等により、財政状況は年々変化すると考えられるので、随時、財政状況の変化をフォローアップし、必要に応じて、財源や需要額の将来予測を踏まえた料金体系の見直しの検討が必要と考えられます。

(6) 資金管理・調達に関する事項

投資・財政計画によると、平成28年度の上水道事業と簡易水道事業の経営統合後は、企業債元金償還額が増加しますが、平成31年度をピークに年々減少していく見込みです。企業債元金償還額の多い時期は、建設改良事業を極力控えるなどし、資金不足に陥らないように配慮する必要があります。

大規模な建設改良事業を行う必要がある場合は、企業債の借入等により対応することとなりますが、平成32年度までは、資金が減少していく見通しのため、極力控えることが望ましいと考えられます。

(7) その他の経営基盤の強化に関する事項

持続可能な事業経営を確立するため、管理運営について最大限効率化を図った上で、必要に応じて料金体系の見直しも検討するなど、事業経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化を図ります。